

事 務 連 絡
平 成 2 7 年 5 月 1 1 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正についての差し替えについて（依頼）

先般お送りした「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について（平成27年4月30日付け保医発0430第1号）について、参考として添付している新旧対照表の差し替えをお願いいたします。

保医発0430第1号
平成27年4月30日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

「特定保険医療材料の定義について」(平成26年3月5日保医発0305第8号)について下記のとおり改正し、平成27年5月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 別表のⅡの058(3)㊸イ中ivをvとし、iiiの次に次のように加える。
iv ポーラス状の純チタンによる表面加工がなされていること。

(参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成 26 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

	現 行	改 正 後
(別表)		
II 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部及び第 11 部に規定する特定保険医療材料 (フィルムを除く。)及びその材料価格	II 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部及び第 11 部に規定する特定保険医療材料 (フィルムを除く。)及びその材料価格	II 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部及び第 11 部に規定する特定保険医療材料 (フィルムを除く。)及びその材料価格
001~057 (略)	001~057 (略)	001~057 (略)
058 人工膝関節用材料	058 人工膝関節用材料	058 人工膝関節用材料
(1) (略)	(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)	(2) (略)
(3) 機能区分の定義	(3) 機能区分の定義	(3) 機能区分の定義
①~⑫ (略)	①~⑫ (略)	①~⑫ (略)
⑬ 膝蓋骨材料・膝蓋骨置換用 (Ⅲ)	⑬ 膝蓋骨材料・膝蓋骨置換用 (Ⅲ)	⑬ 膝蓋骨材料・膝蓋骨置換用 (Ⅲ)
次のいずれにも該当すること。	次のいずれにも該当すること。	次のいずれにも該当すること。
ア (略)	ア (略)	ア (略)
イ 摩耗粉を軽減するため、又は骨との固定力を強化するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事法承認事項又は認証事項に明記されていること。	イ 摩耗粉を軽減するため、又は骨との固定力を強化するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事法承認事項又は認証事項に明記されていること。	イ 摩耗粉を軽減するため、又は骨との固定力を強化するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事法承認事項又は認証事項に明記されていること。
i~iii (略)	i~iii (略)	i~iii (略)
iv 抗酸化剤を添加した原材料にガンマ線照射をおこなうことによる架橋処理が施されていること。	iv 抗酸化剤を添加した原材料にガンマ線照射をおこなうことによる架橋処理が施されていること。	iv ポーラス状の純チタンによる表面加工がなされていること。
v 抗酸化剤を添加した原材料にガンマ線照射をおこなうことによる架橋処理が施されていること。	v 抗酸化剤を添加した原材料にガンマ線照射をおこなうことによる架橋処理が施されていること。	v 抗酸化剤を添加した原材料にガンマ線照射をおこなうことによる架橋処理が施されていること。
⑭、⑮ (略)	⑭、⑮ (略)	⑭、⑮ (略)
059~186 (略)	059~186 (略)	059~186 (略)